

	<h1>地方版 脊損ちば</h1>	<h2>第118号</h2> <h3>2015年8月</h3>
	<p>発行                  全国脊髄損傷者連合会                  千葉県支部                  〒285-0831 佐倉市染井野 5-42-7                  電話 050-3634-7257</p>	

ホームページアドレス = <http://www.normanet.ne.jp/~ww101938/>  
 メールアドレス = [sijchiba.hide.iioaka@gmail.com](mailto:sijchiba.hide.iioaka@gmail.com)



第4回「笑い飯」HAPPYランチ会 於:ホテル日航成田 中国料理「桃季」 2015年7月26日

<脊損ちばNo.118 目次>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成27年度 第2回定例役員会議事録・・・・・・・・・・P2~P3</li> <li>・第14回総会大阪府大会に参加して 若林武・・・・・・・・P4~P5</li> <li>・国際公募 アート未来展で「秀作」を受賞 鎌ヶ谷市 富田健一・・P6</li> <li>・私と故千葉勇氏・千葉均氏との出会い 千葉市 金谷喜三郎・・P7</li> <li>・平成27年度 千葉県支部ピアサポート活動の報告・・・・・・・・P7~P8</li> <li>・再生医療最新ニュース・・・・・・・・・・・・・・・・・・P8~P10</li> <li>・障害者福祉制度の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・P10~P13</li> <li>「障害者総合福祉法」制定までの経緯と概要について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者差別解消法の制定の背景と経緯・・・・・・・・・・P13~P15</li> <li>・子育て日記 Vol16の巻 「シンマイ父さんが行く」・・・・P16~P17</li> <li style="text-align: right;">千葉県 露崎耕平</li> <li>・第4回ランチ会「笑い飯」の報告 富田健一・・・・・・・・P18~P19</li> <li>・障害福祉制度・施策関連情報・・・・・・・・・・・・・・・・P20~P21</li> <li>・長野県支部主催グラウンドゴルフ大会のご案内・・・・・・・・P21</li> <li>・BBQ(バーベキュー)のご案内・・・・・・・・・・・・・・P22</li> <li>・ピアサポート実施について・・・・・・・・・・・・・・・・P23</li> </ul>
--	---

# 平成二十七年 第二回定例役員会議事録

平成二十七年六月二十一日  
中京市和保福祉センターサハートボランティアルーム

出席者 (アイウエオ順 敬称略) 10名

飯岡秀之、石井正彦 忍 司、金谷喜三郎、千葉均、  
露崎耕平、露崎真純、富田健一、畠山直久、  
若林 武

## 【一般経過報告】

1. 千葉リハ関係  
(1) ピアサポート  
4月20日、5月7日 ボランティア申込書送付  
15名分  
↓5月7日 ボランティア活動承認通知書受領  
4月23日 グループピアサポート  
テーマ 「家屋」  
参加者：若林、深井  
5月28日 グループピアサポート  
テーマ 「自動車」  
後半部分では、支部役員メンバーの自動車と乗り降りを実演

- 参加者：若林、深井、中澤  
(2) リハビリテーション講習会  
5月7日 実行委員会  
参加者：飯岡  
脊髄損傷講習会

◎日程：12月6日(日)開催

◎テーマ：自助具(仮)

◎講演：高知リハビリテーションセンター  
管理者 上田真弓氏  
↓当日は支部忘年会とがぶついているため、先発隊は講習会途中で忘年会会場に向かう。

2. 脊損ちば第117号  
6月21日 役員会開始前に会員等に発送
3. ニッシン自動車工業無料点検  
5月16日 トヨタハートフルプラザ千葉にて実施。

参加者：若林、忍、深井、金谷、飯岡  
同時に入会勧誘およびピアサポートを実施↓4  
名に資料を渡した。

4. その他  
(1) 入会者 3月入会：瀧尾雄一郎氏(市川市)退会者 5月退会：倉川良夫氏(四街道市)会員数 6月20日現在 111名
- (2) エネオスASSOCカード契約価格  
5月

- ◎ハイオクII143 0円/リットル
- ◎レギュラーII132 0円/リットル
- ◎軽油II110 0円/リットル

## 【本部報告事項】

1. 第14回総会大阪府大会について  
日時：平成27年6月6日(土) 代表者会議(6/5)  
会場：国際障害者交流センター(ビッグアイ)  
大阪府堺市南区茶山台1-8-1

- (1) 参加者 6/5代表者会議：若林(介助者1名)、6/6総会：露崎夫妻、若林(介助者1名)、金谷、飯岡
- (2) 千葉県支部感謝状贈呈者：右井正彦氏(前支部長)

## (3) 主な議題

- ① H26年度事業報告&収支決算報告&監査報告
- ② H27年度事業計画&収支予算
- ③ 退任理事：伊藤満氏、飯塚智広氏、白川長廣氏、市川博氏(↓顧問を依頼し、検討すること)
- ④ 新任理事：安藤信哉氏、角谷進氏、仲根健作氏
- ⑤ 来年度開催支部：岡山県支部  
(平成28年6月4日～6日)

⑥ 大議論会：滋賀県、沖縄県、山形県の3支部がモデル報告。スマイルチエアプロジェクトもアピール。

↓大議論会ではNPO法人として活動資金を得ることが紹介され、魅力的な話で千葉県支部も議論する余地はあるが、実際には常駐職員の賃金負担等課題がたたくさんあると考えられる。

## 【今後の支部活動予定及び審議事項】

1. 第4回食事に(7月26日(日)ホテル日航成田 本館2F/中国料理「桃季」  
〒286-0106  
千葉県成田市取香500  
TEL: 0476-32-0032

受付：11時半 食事会スタート：12時  
会費：3,000円  
申し込み締め切り 7月20日 飯岡まで

参加予定者：進藤、中澤、富田、露崎夫妻、千葉夫妻、若林、石井、金谷、飯岡  
駐車場誘導係：金谷  
担当役割 受付：進藤、中澤  
進行：進藤、中澤  
写真：特に担当を決めず、皆で撮った写真をLINEにUPする

詳細については脊損ちば117号参照  
2. ピアサポートについて

6月：6月25日(木) テーマ「福祉サービス」  
参加者：若林

7月：7月23日(木) テーマ未定  
参加者：若林、深井

3. 第23回ハーベキユー昼食会

◎日程：9月6日または9月13日

◎場所：マザー牧場

◎交渉：利用経験のある石井氏がまずは先方に確認、若林氏が引き継いで先方と交渉の上詳細を決定する  
案内は脊損ちば118号に掲載する

4. 第3回みんなの音楽会

◎日程：11月22日または11月29日

◎場所：千葉リハホール

◎交渉：これまで2回実行委員長を務めた露崎氏が千葉リハと演奏バンドとの交渉を行う  
飯岡が共同募金の助成申請、協力企業募集の依頼状送付を行う

スケジュール：9月末までに開催内容を決定(早く決まればその分後のスケジュールを前倒し)

10月20日頃までに協力企業を募集(会報発送先に協力の依頼を送付：担当 飯岡)

10月下旬チラシ作製(11/8役員会で各自に配布) 11月中旬当日配布のパンフレット作成  
案内は脊損ちば119号に掲載する

5. 会報118号を発行について(8/9発送予定)

(1) 原稿作成担当

- ・全国総会大阪府大会報告：露崎、若林
- ・千葉リハピアサポート活動報告：千葉
- ・支部ピアサポートのお知らせ：千葉
- ・「My Style vol. 17」：進藤

・「子育て日記」シンマイ父さんが行く×2  
vol. 16：露崎

・第23回ハーベキユー昼食会案内(9月)：千葉  
(2) 原稿締切から会報納品までの流れ

◎原稿×切日 7/24

◎編集終了日 7/30

◎印刷依頼日 8/1

◎会報納品日 8/7

◎編集終了後、メールにて直接印刷所に送る  
担当：千葉

6. その他

(1) フジオート無料点検&ピアサポート

◎日程：12月6日の脊損リハビリ講習会に併せて実施を調整する

◎場所：千葉リハ駐車場

◎内容：脊損リハビリ講習会当日、フジオート社製手動装置の無料点検を実施し、同時に支部役員  
の自動車展示、患者さんやご家族に対し自動車  
運転や移動の話題を中心にピアサポートを行う。  
また、改造の費用や方法について業者による相談  
会も実施する。

◎交渉：フジオート代理店のアストロとの調整を  
露崎氏が行う

千葉リハ脊損講習会実行委員会との調整を飯岡が  
行う

◎次回役員 平成27年8月9日(日) AM 10時  
サンハート 2F ボランティアルーム

会議前に脊損ちば118号の発送準備を行う  
※支部役員はできる限り出席していただきたく、  
事前に予定しておいてください。

お気軽にご相談ください  
〈販売と修理〉

(株)山石商会

あなたのお役に立ちます

〈介護用品全般・車いす〉

国産車から外車まで  
オールメーカー対応



〒289-1512

山武市松尾町八田2399-7

TEL(0479)82-2236  
FAX(0479)82-2246

山武郡横芝光町長倉1308

TEL(0479)82-2228  
FAX(0479)82-8299

公益社団法人全国脊損障害者連合会

第十四回総会大阪府大会に参加して

副支部長 若林 武



第14回総会大阪府大会（ビッグアイ）  
壇上は、大濱副代表理事

6月5日から2日間、第14回総会大阪府大会が国際障害者交流センター・ビッグアイ（大阪府堺市）にて開催されました。

千葉県支部からは、飯岡支部長、露崎副支部長（ファミリィで参加）、金谷さん、若林が参加しました。開催地が大阪と遠方でしたが、皆自家用車で参加しました（気合い入ってます！）。

初日は事前調整会議で、若林が参加しました。翌日の総会で何を話し合うかの意見交換でしたが、若林は初参加ということもあり、サッパリわからず「????」ばかりが頭の中を飛び交う状況でした（笑）



発言者は露崎副支部長  
飯岡支部長（左）、若林副支部長（右）

翌日は飯岡支部長、露崎ファミリィ、金谷さんが無事に到着してひと安心！千葉県支部は、露崎家の可愛いサポーター（しづくちゃん、くるみちゃん）を合むと平均年齢はぐつと若く、そして人数も多くなかり目立っていました！  
開会式の後に、各県支部の推薦功労者として我がらが石井前支部長に感謝状をいただきました。  
総会には各議案ともスムーズに審議され、無事に終了しました。

昼食を済ませ、午後からは大議論会。沖縄県支部、滋賀県支部、山形県支部がモデル報告をしました。この3支部の活動を他支部も真似が出来るかと言ったら、なかなか難しいのだろうと思いましたが、各支部とも会員の高齢化が進んでいる事、また資金繰りが難しい事を声高に訴えていたのが印象的でした。



懇親会  
左から、若林副支部長 飯岡支部長 しづくちゃん

ピアサポートについては、総会、大議論会通して話題になることが多かったです。各支部もピアサポートの重要性を訴えていましたが、千葉県支部が千葉リハとコラボしてやっている活動は他県の支部の活動と比較してかなり計画的で、進化しているピアサポート活動なんだと改めて思いました。個別ピアサポートが多いというのが他県支部の特徴のようですが、千葉県支部は個別ピア、集団ピア共にバランスよく実施していると思えました。

大議論会のあとは、懇親会でした。各支部の自己紹介など行いながら終始和やかなムードでした。みなさんビールやワイン、日本酒をけっこう飲んでいましたが、千葉県支部は飲むより食べる！デザートプリンを2個食べたメンバ―もちらほら（笑）

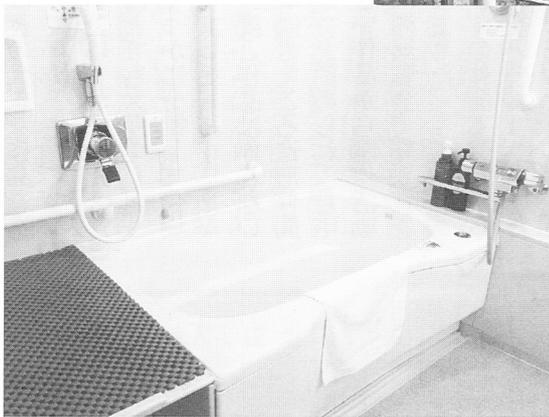


左から、飯岡支部長 若林副支部長 柵屋衆議院議員  
大濱副代表理事 露崎副支部長

食後は、飯岡支部長と若林の「しずくちゃん争奪戦」が激しく始まりましたが、見事に飯岡支部長の勝利です！悔しいまま二日目は終了。  
最終日は、朝食を済ませ、各自解散となりました。約9時間かけてホームに帰ってきました。  
初めての総会参加でしたが、各支部のみなさんがどのような活動をしているのか、どこに課題を持っているのかがよくわかりました。私は、数年ピアサポート活動に携わっていますが、より多くの脊髄損傷の方達が、困ったときに相談ができる場所、安心して退院後の生活に移行できるような支援が必要だと実感しています。今回総会でもピアサポートについては、今後も力をいれていくと話し合われていましたが、千葉県支部が行っているピアサポート活動が今後も更に充実していけるように働きかけたいと思いました。



最後になりましたが、今回の会場となった大阪府堺市の国際障害者交流センター・ビッグアイですが、ここはホテルから最寄りの泉ヶ丘駅までバリアフリーになっており、更に屋根があるため、雨に濡れずに駅に併設されている商店街、高島屋に行けるので大変便利でした。千葉県にもあれば便利だと思いました。



## ビッグアイ 全館・全室 バリアフリー



# 国際公募 アート未来展で「秀作」を受賞!

鎌ヶ谷市 富田健一

東京六本木の国立新美術館で6月24日〜7月6日まで開催された「第20回国際公募アート未来展」で入選し立体造形で「秀作」の賞を戴きました。

私の作品は家業である屋根工事に使用する瓦を使った作品です。フランス産のテラコッタ瓦を加工しモザイク貼りにした作品です。作品名「二分された形」60×80×60 製作期間は1日3時間から4時間でほしい20日間ぐらいかかりました。私は2008年に高所からの転落で胸椎10番、腰椎4・5番を損傷し左下腿も切断しています。怪我をする20年前から瓦を使った立体造形物の制作をしていました。



国立新美術館



「二分された形」60×80×60

その頃は高さも2mはあるほどの大きな作品を作っていたのですが、怪我をして車椅子生活になつてからは、重たいものは持ち上げられませんし座つた状態で加工して造るのはとても大変で、どうしても小ぶりな作品か、いくつかに分割して会場で組み立てる作品が多くなりました。車いす生活になつた当初は二度と作品は作れないと思つていましたが、2年が過ぎたころ造形仲間「そろそろ造つてみないか」と勧められ、自宅の間をアトリエにして小さい作品から制作活動を始めました。その翌年には同展覧会で新人賞を戴き今回の秀作の受賞となりました。会期中、多くの友達や車いすの仲間も遠くから作品を観に来ていただき、お祝いのお言葉をいただきました。この場をおかりしてお礼申し上げます。ありがとうございます。作品の搬入や展示、搬出のときは仲間にも手を借りていますが、今は車いすになつても、できる・造れる、喜びを噛みしめています。



左から佐野さん、高橋さん、富田さん、杉本さん、細野さん

# 私と故千葉勇氏・千葉均氏との出会い

千葉市 金谷喜三郎

私は昭和46年、市原市八幡海岸通りにある総合化学メーカーの千葉工場に就職しました。

入社2年目に工場の爆発事故にあり、顔の右半分を焼いてしまいました。全国ユースで「3名が重傷……」と流れ、私の名前も含まれていました。母上が大分から飛んできました。毎日の血が滲み出るガーゼ交換が酷しかったけど楽しみを作ることに成功。この処置の時、看護師さんの腰しがみつくことが出来たのです。「痛いの我慢してから許せよ」。

後日、母上に「会社から交通費貰った……」と聞いたら「貰ってないよ」との返事。重傷この知らせがあった子供のところへ来ない親が居るでしょ。うか。会社とはそんな物なのか……と純粹無垢な自分の心の中にげが刺さった感じになり大袈裟に言えば人生観が変わりました。労働組合がこの事を取り上げ会社も支払いに応じました。

ある日、会社主催のソフトボール大会があり、塁走者と一塁手が衝突し一人が頸椎損傷で寝たきりに。春闘に合わせて会社がやらせたお楽しみを先頭を切って参加した人なので「仕方ないよな」との気持ちでした。でも、これにて業務上だから労災じゃないのかとこの声が上がると、自分の問題を取り組んでくれた仲間に加わらず自宅の戸別訪問等を行い「毎日救急車のサイレンが鳴り、今度はおうちの人が」と毎日心配している等の多くの声を組合に上げ、結果一級の労災認定で「第3子が

就職するまで賃金を補償する」との成果を得ました。

私は青年部(部員4500名程の役員に当選し組合活動に傾斜して)きました。受傷した大島さんは市原市辰巳台にある労災病院で寝たきりの生活を送って居ました。そこに様子見がてらのお見舞いに通っているうちに千葉勇さんと均君に出会い、それ以来のお付き合いになった訳です。

千葉勇さんは親分肌の人で病院の付き添いの人の人数や看護師の定数問題などを提起し、事務長との交渉なども均君と取り組んでいました。

私は会社に嫌われ大分工場への転勤命令、しかし不当労働行為と訴えて解雇され、以来15年間の裁判闘争の生活でした。当時は脊損友の会だったかな。お金はないけど時間はある生活でしたから千葉勇氏に付き合おう、一番遠くというのでは長崎の全国大会にも行きました。この時は均君の実家にも寄らせて頂いたなあ……

この頃、均君の病室を覗き込む看護学生が居ました。いまの均君の奥さんでした。彼女は卒業して鬼怒川の労災病院に勤務するところになり、まだ均君は車の免許を持っていなかったため、私の運転で会いに行けた事も今では懐かしい思い出です。

私が結婚し、女房の実家の稼業に付いたので自由が利かなくなり、数年間手助けが出来なくなり申し訳なく思っています。そんなある日、均君から「お年寄りに来ない？」との誘い。どんな顔して

行けばいいんだと思いつながら重い足を運びながら会場へ。受付の中内さんはじめ皆さん、昨日も会つたみたい。「よっ」と一言。何の心配も要りませんでした。本当にいい人たちの集まりだなと今更ながら……

私には力もなく何が出来る訳でもありません。でも、出来る事はお手伝いさせていたいただきます。無理はしません。自分の生活が優先です。

先の大塚大会のとき飯岡支部長と一緒に行ってくれませんかとお頼まれたとき「お姫様抱っこみたいなことは出来ない」とお断りしました。

これからも、私の出来る範囲の事でお手伝いさせていただきますので皆さん、宜しくお願い致します。この原稿を書いている中で、何度か涙が出てきました。歳のせいかなあ……(完)

自賠責運用益拠出事業 (損害保険協会助成)  
平成27年度千葉県支部

## ピアサポート活動の報告

- テーマ 福祉サービスについて
- 参加者 A様、U様、F様、I様、S様、U様、M様、K様、W様 …… 退院後OB(K様、K様、K様)
- 連日会 若林様、深井様
- スタッフ SW会澤／上野、PT佐藤仁／佐藤大実習生1名、P.T斯波／小菅、Nrs佐藤
- 内容 SW会澤さんから、福祉サービスについて紹介し、連日会の方に経験談をお話して頂く。

全員が自己紹介をしたあと、ソーシャルワーカーより福祉サービスの紹介をしてもらいました。連合会の方からは、実際の「経験をお話して頂きました。まずは、福祉制度の大枠についてのお話です。原因が事故の場合、①通勤中／勤務中については労災の対象、②交通事故の場合は損害補償、③その他の事故の場合は介護保険や障害福祉サービスの対象になります。原因が「病気の場合は、年齢によって使える制度が変わり、65歳以上は介護保険、40〜65歳までで特定疾患の場合は介護保険、特定疾患の場合は障害福祉サービスの適用になります。40歳以下は障害福祉サービスの適用になります。40歳以下(制度には優先順位があり、労災→介護→障害福祉サービス)の順で使うそうです。」

続いて、介護保険と障害福祉サービス(障害手帳)それぞれのサービスについて紹介がありました。介護保険のサービス利用には、①役所の窓口で申請②要介護認定(訪問、主治医の意見書)③結果通知④ケアマネにサービス計画書作成を依頼⑤契約、サービス利用開始、という流れがあり、介護認定を受けて結果が出るまでに30日ほどかかるとのことでした。具体的なサービスとしては、①レンタル(車椅子、ベッド、歩行器など)、②購入補助(水回りのもの、1割負担で上限10万円、年度ごとに更新)、③住宅改修助成(手すり、段差解消など1割負担で上限20万円)、④その他のサービス利用(ヘルパー、訪問看護、デイサービスなど)があるようです。

障害福祉サービス(手帳)については、患者さんの状態によって申請の時期が異なり、不全麻痺の方は受傷/発症から6ヶ月経過したあと、完全麻痺の方は、6ヶ月以内でも申請できるようです。ただしあくまで原則で、個人差があるので主治医、ソーシャルワーカーに確認してほしいとのこと。サー

ビスとしては、①補装具への給付、日常生活用具の給付(レンタルはなし)、②税金の減免、交通費/医療費助成、③介護給付(ホームヘルパー)、通所(デイサービス)、④訓練等給付(病院を退院した方が対象自立訓練、生活リハビリ、機能維持のリハビリ。就労移行支援、就労継続支援)などが利用できるそうです。使えるサービスは市町村(財源が違う)や等級によって違うので、要確認です。連合会の方からは、実際に「移動支援」というサービスを利用したという話を頂きました。家族が付き添えない時に、ヘルパーと一緒に移動してもらおうというものです。車椅子を押してもらえたので、楽だった、助かったということでした(利用は公共交通機関やタクシーのみ)。

また今回は、年金に関する情報提供も行われました。障害年金(病気やケガによって障害を負ったとき、生活を支えるものとして国から支給される)や労災年金などがありますが、それぞれ支給要件があるので、関係機関によく確認をすることが大切です。症状固定してからという要件もあり、参加者の方から「固定しない場合はどうなるのか?」という質問がありました。《医療の処置が終わっている(症状が安定している)ことが前提。労災年金に関しては1年半までは休業補償と療養給付がもらえる》と説明がありました。

連合会の方からは、福祉の制度は自分から情報を取りに行かないと、なかなか降りてこないの、積極的に聞いたほうが良いこと、地域の障害福祉担当者と連絡をとること、退院後に自分がどんな生活をしたのか考えるようにすること、などのアドバイスがありました(特に住宅改修は入院中やついでにおいたほうがいいそうです)。具体的な意見、体験談を頂き、入院中の方々も次の生活を見据えるき

っかけになったのではないかと思います。参加された皆さま、ありがとうございました。

# 再生医療最新ニュース

## iPS細胞の医療応用

### 2010年までの新目標

京都大学iPS細胞研究所(CiRAサイイ)は、2010年4月に開設され、現在、約30の研究チームがそれぞれ協力し、iPS細胞の基礎研究に取り組みと同時に、医療応用を目指した研究を行っています。また、iPS細胞を取り巻く倫理的、法的、社会的課題についても研究を進めています。これらの研究を支援する研究支援チームも含めると、総勢320人の教職員が、CiRAの使命である「iPS細胞の医療応用」を実現するために研究活動に取り組んでいます。

iPS細胞(人工多能性幹細胞)は、私の研究チームが人間の体細胞に少数の因子を導入することにより人工的に開発した幹細胞です。無限に増殖する能力と体の全ての細胞を作り出す能力を有していることから、「万能細胞」と呼ばれることもあります。iPS細胞を使った医療応用は大きく二つの分野があります。一つは、iPS細胞から体の様々な細胞に分化させ、患者さんに移植する再生医療です。もう一つは、患者さんの細胞から

作ったiPS細胞由来細胞に病態を再現することにより病気のメカニズムを解明し、薬を開発する創薬です。

CiRA開設時、2000年までに達成する4つの目標を掲げました。当時はiPS細胞技術が誕生して日が浅く、医療応用の実現には多くの課題がありました。そのはずが10年経つて研究はiPS細胞に関する新しい技術の見極めをしようという思いでした。CiRA教職員は頑張り続ける方々の協力ののおかげで、この5年間で研究は順調に進展しています。

▼2000年までの初期目標▼

1. 基礎技術の確立と知的財産の確保
2. 医療用iPS細胞ストックの構築
3. 前臨床試験から臨床試験へ
4. 患者さん由来のiPS細胞を用いた治療薬開発への貢献

まず、1.の目標については、安全なiPS細胞作製の技術をほぼ確立しました。また、世界30カ国1地域でiPS細胞技術の基本特許も取得しています。2.については、2013年に医療用iPS細胞の樹立を開始し、現在、そのiPS細胞が様々な細胞に分化する能力について、外部の研究者に評価を行っていただいています。これらの結果をもとに、早ければ年内にも医療に使用可能なiPS細胞の分配を始めようと考えていると思います。3.の目標も順調に推移しています。昨年9月には、CiRAが協力している理化学研究所などが加齢黄斑変性の患者さんでiPS細胞由来の網膜色素上皮細胞を移植し、世界初のiPS細胞を用いた臨床研究が始まりました。CiRAでは、パーキンソン病や血液疾患など前臨床試験と呼ばれる動物実験で治療法の安全性を確認し、1、2年以

内に少数の患者さんを対象とする臨床研究に進む計画です。4.の創薬研究についても、軟骨無形成症に対して、ある既存薬が効果的であることを動物実験レベルで確認しました。現在、この既存薬の人間への応用の可能性について鋭意研究を進め、臨床研究に入ることを目指しています。

武田薬品工業との共同研究

再生医療は政府からの多大な「支援をいただいています」が、創薬研究を進める取り組みとして本年4月中旬に武田薬品工業株式会社と包括的な共同研究契約を締結しました。これにより、今後10年間で20億円の研究費が武田薬品から拠出され、心不全、糖尿病、神経疾患など10の疾患研究プロジェクトを共同で実施します。日本では大学と大企業間の技術の橋渡し役であるベンチャー企業の役割が弱い状況が続いています。その「死の谷」を乗り越えるために、ベンチャーを介さず大企業と直接連携する「iPS」にしました。CiRAの研究者が武田薬品の湘南研究所内で研究プロジェクトを遂行するというユニークな試みで、製薬企業のノウハウを全面的に活用できる新しい産学連携モデルと見えています。

このような新しい取り組みにはリスクがつきものですが、失敗を恐れずに挑戦していきます。また、国内外の他の企業との連携も積極的に促進していきます。

2000年までの新目標

CiRAでは、2000年までの初期目標達成を確信するに至り、この4月に2000年までの長期目標を新たに掲げました。

▼CiRA Vision 2000～2030年までの

の新目標▼

1. iPS細胞ストックを柱として再生医療の普及
2. iPS細胞による個別化医療の実現と難病の創薬
3. iPS細胞を利用した新たな生命科学と医療の開拓
4. 日本最高レベルの研究支援体制と研究環境の整備

1つ目の目標は、現在構築を進めている医療用iPS細胞ストックを用いた再生医療を一般的な治療にすることです。予め安全性が確認されたiPS細胞を用いて、脊髄損傷などの細胞移植治療を迅速に実施できる体制を実現したいと思えます。2つ目の目標では、患者さん由来のiPS細胞を使い、細胞レベルである薬がその患者さんに効くか、効かないかを調べることができるよう活用し、個別化医療の実現を目指しています。また、稀少難病の治療薬開発も引き続き進めます。3つ目の目標は、iPS細胞をツール（道具）として用いることにより、がんや免疫、発生などの生命現象をよりよく理解する研究を進めたいと思えます。そして、新知見に基づき新しい医療の分野を開拓していきます。

上述の3つの目標を達成するには、4つ目の目標である「研究支援体制と研究環境の充実」が不可欠です。臨床応用を実現するには、細胞培養や安全性評価を行う技術者、知的財産、契約、規制、広報などの専門知識を持った研究支援者がますます必要になります。ところが、CiRAの教職員のうち約9割が数年間の有期雇用で、その大半が研究支援業務に携わっています。彼らを長期間に亘り雇用する財源を確保することが、CiRA

Aの所長である私の大きな課題となっています。

**研究支援体制・研究環境整備のための基金**

私たちの研究所は多額の公的な競争的資金や企業との共同研究を通じた研究資金をいたしていますが、これらは期限付きかつ目的が特定された資金であるため、優秀な研究者や研究支援者を長期間に雇用するには十分とは言えません。また若手研究者の教育、研究環境の整備、特許係争への備え、未来医療開拓のための萌芽的研究の支援なども、国や企業からの研究資金では十分に対応できません。NiiJ「i-ras細胞研究基金」を創設し、広く寄付を呼びかけ、財源を確保しようとしてファンドレイジング活動にも力を注いでいます。私自身がフルマラソンに出場し、オンラインで寄付募集を行ったりもしています。研究環境の充実や研究支援者の安定雇用のための財源確保は、多くの大学が抱える課題です。私たちは基金の取り組みを通じて、研究活動にも市民から寄付が集まるような寄付文化を日本に根付かせたいと考えています。

今後、様々な課題に直面するかとと思いますが、それらを乗り越え、CIRAの使用である「i-ras細胞の医療応用」に向けた研究を加速し、一日も早く患者さんに新しい治療を届けたいと思います。

京都大学 i-ras細胞研究所

<https://www.cira.kyoto-u.ac.jp>

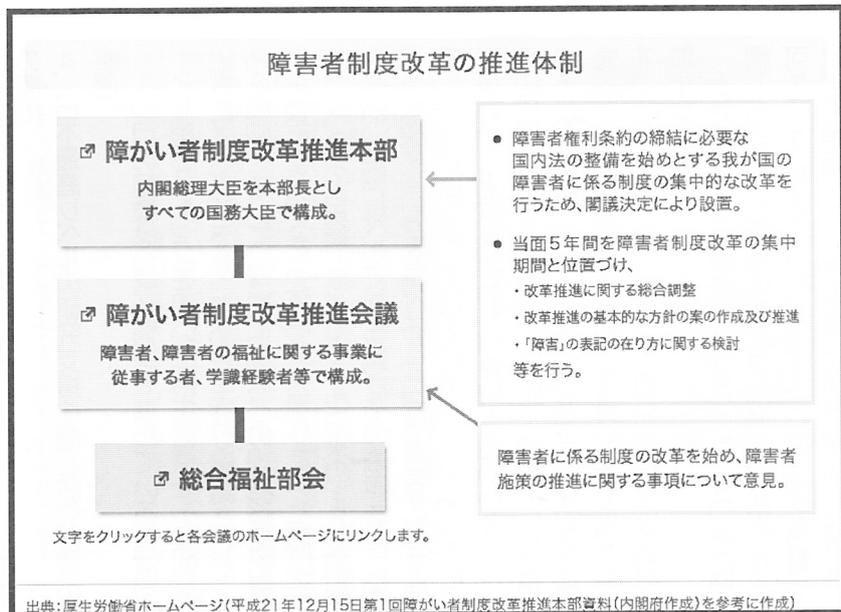
**障害者福祉制度の概要**

「障害者総合支援法」制定までの経緯と概要について

**(1) 障害者総合支援法の制定までの経緯**

2009(平成21)年の政権交代後、障害者制度の集中的な改革を行うために、同年12月には内閣総理大臣を本部長とする「障がい者制度改革推進本部」が内閣に設置されました。またその下では、障害者施策の推進に関する事項について意見を求めるために、障害当事者や障害者福祉に関する事業に従事する者及び学識経験者等で構成される「障がい者制度改革推進会議」が開催され、障害者制度の見直しに向けた検討が始められました。この会議では、障害者に関するさまざまな制度の改革について議論が行われ、その意見として「障害者制度改革の推進のための基本的な方向(第一次意見)」が取りまとめられました。そして、この意見を踏まえ、政府は「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」を、2010(平成22)年6月29日に閣議決定しました。

この閣議決定では、「応益負担を原則とする現行の障害者自立支援法を廃止し、制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等を内容とする『障害者総合福祉法』(仮称)の制定に向け、第一次意見に沿って必要な検討を行い、2012(平成24)年の通常国会への法案提出(2013(平成25)年8月)までの施行を目指す。」とされました。この障害者総合福祉法(仮称)については、2010(平成22)年4月に障がい者制度改革推進会議の下に設置された「障がい者制度改革推進会議総合福祉部会」(以下「総合福祉部会」といふ)において、新法制定への検討が始められました。



総合福祉部会では、2011(平成23)年8月までに18回の議論が行われ、同月30日に「障害者総合福祉法の骨格」に関する総合福祉部会の提言「新法の制定を目標として」が取りまとめられました。また、この議論が行われている間に、障がい者制度改革推進会議での議論等を踏まえ、障害の有無にかかわらずすべての国民が共生する社会を実現するため、個々の障害者等に対する支援に加えて、地域社会での共生や社会的障壁の除去を始めた。この基本原則を定めること等を盛り込んだ、「障害者基本法の一部を改正する法律」が2011(平成23)年7月に成立しました。総合福祉部会による提言や改正障害者基本法等を踏まえ、厚生労働省において新たな法律の検討が進められ、与党での議論も経る、2012(平成24)年3月13日に「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害者福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律案」が閣議決定され、同日国会へと提出されました。

この法律案は、衆議院において政府案の一部修正が加えられたのち、同年4月18日に衆議院厚生労働委員会、同26日に衆議院本会議でそれぞれ可決されました。なお、衆議院での修正のポイントは、①障害者程度区分を障害支援区分に見直し、②障害者の高度決定支援を明確化する、③地域生活支援事業に関して都道府県と市区町村の役割分担を明確にする、④等でした。

その後、同年6月19日に参議院厚生労働委員会では、翌20日に参議院本会議でそれぞれ可決され、「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害者福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が成立し、同27日に公布されました。

## (2) 障害者総合支援法のポイント

2012(平成24)年6月27日に公布された「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害者福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」(平成24年法律第51号)により、従来の障害者自立支援法は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(通称：障害者総合支援法)となりました。その主な内容は次のとおりです。

### ① 目的・基本理念

目的規定において、「自立」という表現に代わり「基本的な権利を享有する個人としての尊厳」と明記され、障害者総合支援法の目的の実現のため、障害福祉サービスによる支援に加え、地域生活支援事業その他の必要な支援を総合的に「行う」となります。また、2011(平成23)年7月に成立した障害者基本法の改正を踏まえ、新たな基本理念が法律に規定されます。

### ② 障害者の範囲の見直し

障害者自立支援法では、支援の対象が身体障害者、知的障害者、精神障害者(発達障害者を含む)に限定されていましたが、障害者総合支援法では一定の難病の患者が対象として加えられます。一定の難病とは、「難治性疾患克服研究事業」の対象である100疾患に関する「ウマナチ」をはじめ、難病の患者への福祉サービスに含ませることは、これまで補助金事業として一部の市区町村の実施に止まっていたが、障害者総合支援

法の対象となることにより、すべての市区町村での実施が可能になります。

### ③ 障害支援区分への名称・定義の改正

現在の「障害者程度区分」が知的障害、発達障害、精神障害の状態を適切に反映していないという指摘を踏まえ、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の程度を総合的に示すものとして「障害支援区分」として改正されます。

特に、知的障害及び精神障害については、「コンピュータ判定」二次判定で低く判定される傾向がありました。そのため、新法では区分の判定に当たり適切な配慮その他の必要な措置を講ずるものとされています。

### ④ 障害者に対する支援の見直し

障害者の高齢化・重度化に対応することにより、住み慣れた地域における住まいの場の確保の観点から、「共同生活介護(ケアホーム)」は「共同生活援助(グループホーム)」に一元化されます。また、グループホームにおける新たな支援形態として、外部サービスの利用によるサービス提供も検討されています。

「重度訪問介護」及び「地域移行支援」は、それぞれ利用対象が拡大されます。重度訪問介護は、これまで重度肢体不自由者が対象のサービスでしたが、新たに重度の知的障害者及び精神障害者も利用可能となります。地域移行支援については、これまで施設に入所している障害者及び精神科病院に入院している精神障害者が対象のサービスでしたが、「地域における生活」移行するため、重点的な支援を必要とする者も対象に追

加されます。なお、具体的な範囲は現在検討が行われております。

⑤地域生活支援事業の見直し

法律の目的に、地域生活支援事業による支援を行うことが明記されたことを受けて、市区町村及び都道府県が行う地域生活支援事業の必須事業に新たな事業が追加されます。

市区町村が実施する地域生活支援事業の必須事業としては、

- ・障害者に対する理解を深めるための研修・啓発
- ・障害者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援
- ・市民後見人等の人材の育成・活用を図るための研修

・意思疎通支援を行う者の養成(手話奉仕員の養成を想定)

が追加されます。

都道府県が実施する地域生活支援事業の必須事業としては、

- ・意思疎通支援を行う者のうち、特に専門性の高い者を養成し、または派遣する事業(手話通訳者、要約筆記者、触手話及び指文字を行う者の養成または派遣を想定)
- ・意思疎通支援を行う者の派遣に係る市区町村相互間の連絡調整等広域的な対応が必要な事業

が追加されます。

⑥サービス基盤の計画的整備

障害福祉計画に必ず定める事項に「サービス提供体制の確保に係る目標に関する事項」と「地域生活支援事業の種類」の「この実施に関する事項」を加えるほか、いわゆるPDCAサイクルによって障害福祉計画を見直しを行うことを規定する等、サービス提供体制を計画的に整備するための規定が設け

られます。

また、自立支援協議会の名称「しきま」についても、地域の表情に応じて定めらるる方針とするところも、当事者や家族の参画が法律上に明記されます。

⑦検討規定

障害福祉サービスのあり方や支給決定のあり方等幅広い内容について、法律の施行後3年を目途に検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずることが規定されます。具体的には、

- ・常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスのあり方
- ・障害支援区分の認定を含めた支給決定のあり方
- ・障害者の意思決定支援のあり方
- ・障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進のあり方

・手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援のあり方

・精神障害者及び高齢の障害者に対する支援のあり方等について検討が行われます。また、検討に当たっては、障害者等及びその家族その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずることが規定されます。

なお、この障害者総合支援法への改正は2段階で施行されます。上記のうち、①②⑤⑥⑦が2013(平成25)年4月1日から、③④が2014(平成26)年4月1日からそれぞれ施行されます。

支部からのお知らせ

◎新入会員の紹介

会員 No. 293 大石実歩様 (つくば市)

◎寄付をいただいた方

飯岡秀之様

◎はがき・切手寄贈者

忍司様

◎7月エネオス価格(税込み)

ハイオク 147円

レギュラー 136円

軽油 111円

### 地域社会における共生の実現に向けて 新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の概要 (平成24年6月20日 成立・同年6月27日 公布)

#### 1. 趣旨

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずるものとする。

#### 2. 概要

##### 1. 題名

「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」とする。

##### 2. 基本理念

法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合かつ計画的に行われることを法律の基本理念として新たに掲げる。

##### 3. 障害者の範囲(障害児の範囲も同様に対応。)

「制度の谷間」を埋めるべく、障害者の範囲に難病等を加える。

##### 4. 障害支援区分の創設

「障害程度区分」について、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改める。

※ 障害支援区分の認定が知的障害者・精神障害者の特性に応じて行われるよう、区分の制定に当たっては適切な配慮等を行う。

##### 5. 障害者に対する支援

- ① 重度訪問介護の対象拡大(重度の肢体不自由者等であって常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定めるものとする)
- ② 共同生活介護(ケアホーム)の共同生活援助(グループホーム)への一元化
- ③ 地域移行支援の対象拡大(地域における生活に移行するため重点的な支援を必要とする者であって厚生労働省令で定めるものを加える)
- ④ 地域生活支援事業の追加(障害者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、意思疎通支援を行う者養成する事業等)

##### 6. サービス基盤の計画的整備

- ① 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項及び地域生活支援事業の実施に関する事項についての障害福祉計画の策定
- ② 基本指針・障害福祉計画に関する定期的な検証と見直しを法定化
- ③ 市町村は障害福祉計画を作成するに当たって、障害者等のニーズ把握等を行うことを努力義務化
- ④ 自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画を明確化

#### 3. 施行期日

平成25年4月1日(ただし、4.及び5.①～③については、平成26年4月1日)

#### 4. 検討規定(障害者施策を段階的に講じるため、法の施行後3年を目途として、以下について検討)

- ① 常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方
  - ② 障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方
  - ③ 障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方
  - ④ 手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支援がある障害者等に対する支援の在り方
  - ⑤ 精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方
- ※上記の検討に当たっては、障害者やその家族その他の関係者の意見を反映させる措置を講ずる。

### I 障害者差別解消法の制定の背景と経緯

2006(平成18)年12月の国連総会本会議で採択された「障害者の権利に関する条約」は、2008(平成20)年5月に発効しています。この条約は、障害者への差別禁止や障害者の尊厳と権利を保障することを義務づけた国際人権法に基づく人権条約であり、2013(平成25)年8月現在で、すでに世界103か国が批准しています。(\*)  
政府は、2007(平成19)年9月に同条約に署名し、2009(平成21)年12月には、同条約の締結に必要な国内法の整備を始めとする障害者制度の集中的な改革を行うために、内閣に「障がい者制度改革推進本部」を設置しました。その内閣本部

は、障害者施策の推進に関する事項について意見を求めるため、障害当事者、学識経験者等からなる「障がい者制度改革推進会議」(以下「推進会議」といふ。)が開催されることになりました。推進会議では、2010(平成22)年1月から計14回にわたり議論が行われ、その意見を踏まえて政府では、同年6月29日に「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」を閣議決定しました。この中で、障害を理由とする差別の禁止等を検討し、2013(平成25)年の通常国会への法案提出をめざすこととされたのを受け、新しい法制の制定に向けた検討を効果的に行うために、2010(平成22)年11月から推進会議の下で「差別禁止部会」が開催されることになりました。

差別禁止部会では、「障害を理由とする差別の禁止に関する法制」(以下「差別禁止法」といふ。)の制定に向けた検討が行われました。諸外国の法制度についてのヒアリングに始まり、差別禁止法の必要性、差別の捉え方やその類型といった総論的な議論を踏まえ、雇用・就労、司法手続、選挙、公共施設及び交通施設の利用、情報、教育、日常生活(商売・役務・不動産、医療の各分野)について検討され、2012(平成24)年3月には論点の中間整理が行われました。

その後、ハラスメント、欠格事由、障害女性等の残された課題や差別を受けた場合の紛争解決の仕組みのあり方について検討され、同年6月から部会の意見の取りまとめに向けた議論が始められました。さらに、同年7月には、「障害者基本法」の改正に基づき、推進会議の機能を発展的に引き継ぐものとして「障害者政策委員会」(以下「政策委員会」といふ。)が発足したことから、差別禁止法のあり方の検討の場も推進会議から政策委員会へと移されました。

政策委員会の下に新たに設置された差別禁止部会では、推進会議の下で開催されてきた差別禁止部会における21回にわたる議論も踏まえ、同年7月から4回の議論を行い、同年9月14日に差別禁止部会としての意見が取りまとめられました。

この意見を踏まえ、政府では「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律案」を作成し、同法案は2013(平成25)年4月26日に閣議決定され、第183回通常国会に提出されました。その後、5月29日に衆議院内閣委員会、同31日に衆議院本会議でそれぞれ可決されました。続いて

6月18日に参議院内閣委員会(翌19日に参議院本会議)でそれぞれ可決され、原案のまま「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(通称:障害者差別解消法)が成立し、同26日に公布されました。

※ 日本では、2013(平成25)年12月4日の参議院本会議において条約の批准が承認されました。障害者差別解消法制定までの流れ

2010(平成22)年6月29日

「障害者制度改革のための基本的な方向について」閣議決定

障害を理由とする差別を禁止するとともに、差別による人権被害を受けた場合の救済等を目的とした法制度の在り方について検討  
2010(平成22)年11月

2012(平成24)年9月

差別禁止部会における検討

障がい者制度改革推進本部:2010(平成22)年11月~2012(平成24)年7月

障害者政策委員会:2012(平成24)年7月~同年9月

2012(平成24)年9月14日

「障害を理由とする差別の禁止に関する法制」についての差別禁止部会の意見

2013(平成25)年4月26日

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律案」閣議決定・国会提出

5月29日

衆議院内閣委員会において可決

5月31日

衆議院本会議において可決

6月18日

参議院内閣委員会において可決

6月19日

参議院本会議において可決

6月26日

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」【通称:障害者差別解消法】(平成25年法律第65号)公布

## II 障害者差別解消法の概要

2013(平成25)年6月26日に公布された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(平成25年法律第65号)の主な内容は次の通りです。

### 1 法律の基本的位置づけと目的

この法律は、障害者基本法の基本的な理念に基づき、障害者基本法第4条の「差別の禁止」の規定を具体化するものとして位置づけられており、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項(行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めること)として差別の解消を推進し、それによりすべての国民が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的として制定する。

### 2 基本方針の策定

政府は、障害者の差別の解消の推進に関する基本方針として、差別解消に関する施策の基本的な方向(行政機関等及び事業者が講ずべき措置)に関する基本的な事項等を定めることとして制定する。

基本方針案を作成した際には、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会の意見を聴かなければなりません。また、内閣府において関係行政機関の連携の確保等のための体制整備を図りつつ、基本方針案を作成し、行政機関等及び事業者が適切に対応するために必要なガイドライン等の基本となる考え方を示すとともに、ガイドラインの運用状況の把握や基本方針の見直し等を行います。

### 3 差別解消のための措置

(1)「差別的取扱」の禁止  
行政機関等及び事業者が事務または事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者(不当な差別的取扱)をすることをし、障害者の権利利益を侵害してはならないこととする。

(2)合理的配慮不提供の禁止  
行政機関等及び事業者が事務または事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合、その実施に伴い負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害するとしてとならないうつ、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならないこととする。

慮して合理的配慮不提供の禁止は努力義務として意識改革周知を図るための取り組みを進めることとして法的義務とするか否かは、本法施行後の状況を踏まえて検討する必要がある。

③ 具体的な対応

ア ガイドライン(対応要領、対応指針)の策定  
行政機関等の職員のための対応要領の策定  
行政機関の長、地方公共団体の機関等は、基本方針に即して、行政機関等の職員が適切に対応するため必要な要領(対応要領)を定めなければならない(地方公共団体の機関及び地方独立行政法人については努力義務)。

なお、対応要領を定めることについては、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければなりません(地方公共団体の機関及び地方独立行政法人については努力義務)。

イ 事業者のための対応指針の策定

各事業分野を管轄する主務大臣は、基本方針に即して、事業者が適切に対応するために必要な指針(対応指針)を定めなければならない。なお、対応指針を定めることについては、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければなりません。

エ 事業者に対する差別解消の推進のための措置

行政機関等及び事業者が事業者としての立場で労働者に対して行う措置については、「障害者の雇用の促進等に関する法律」(昭和35年法律第109号)の附則(1)第9条に基づいて定められている。

ウ 環境の整備

行政機関等及び事業者は、必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設備等の施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

(4) 実効性の確保

各事業分野を管轄する主務大臣は、特に必要があること認めるときは、対応指針に定める事項について事業者に対して報告を求めたり、助言、指導、勧告を行うことができることとされました。これに従わなかったり虚偽の報告を行ったときは、過料が課せられます。

4 差別解消のための支援措置

(1) 相談及び紛争の防止・解決のための体制の整備  
国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談の適切な対応を図るものとして、紛争の防止または解決を図る必要がある体制の整備を図る必要がある。

(2) 啓発活動

国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めることにより、障害を理由とする差別の解消を妨げることの諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行う必要がある。

③ 情報の収集、整理及び提供

国は、障害を理由とする差別の解消に関する施策の推進に資するため、国内外における障害を理由とする

する差別に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとして定められています。

(4) 障害者差別解消支援地域協議会の設置

国及び地方公共団体は、関係機関等により構成される「障害者差別解消支援地域協議会」を組織する必要がある。

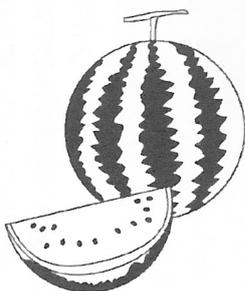
同地域協議会が、障害を理由とする差別に関する情報の交換、障害者からの相談及び事例を踏まえた協議並びに差別解消のための取り組みを行うこととすると、同地域協議会を構成する機関等に対し、事業に関する情報の提供及び意見の表明その他の必要な協力を求めることができます。

5 施行

この法律は、2016(平成28)年4月1日から施行されます。

6 検討規定

施行後3年を目途に、合理的配慮のあり方の法律の施行状況について検討を加え、必要があると認めるところを見直しが行われます。



# 子育て日記 Vol. 16の巻

## ミントとミカンが行く②

九州旅行、後編 千葉市 鹿嶋 耕平

今回も九州旅行続きです。

翌朝佐世保は良いお天気、皆で朝食を済ませて福岡の古賀を目指します。

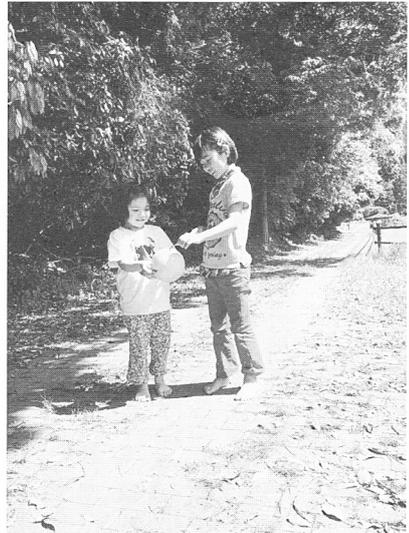
朝早く出たので高速は快調と思いきや上下線ともに事故渋滞なんて事だ...

10+ほどの渋滞を抜けると後は快調、古賀に着。

この古賀にいる友達と言つのは受傷した時にお世話になったT濱口さんの実家なのだ、病院を出てからは友人としての付き合いになりお互い家族ぐるみで付き合いになっている。この日も濱口さん不在なのに僕達だけが遊びに行つた。濱口さんのお父さんがとても器用な方で生ハムを自分で作つたり、野菜も全て自家製として自宅から程近い所に囲炉裏小屋持っている、大きな池があり囲炉裏小屋には山からの湧き水のサワが流れている。ローションは最高、毎回遊びにくくと囲炉裏小屋で警沢な時間を過ごすのだ。料理上手な濱口さんのお母さんがサワで取れたての山菜をてんぷらにして食べたり、何を食べても美味しいにかく最高なのだ。

しづくは到着するなり裸正になり濱口さんの姪と遊んで大自然を満喫、芝生の上になつころがったり、サワに入りに行つたり、ダンゴ巾着を捕まえて

丸めてみたり、お昼を食べる事も忘れて遊ぶ事に一生懸命。



裸足が気持ち良い

一方へるみは花より団子、ちよつと伝い歩きをしてくちやね〜nooくちやねnoo、とても対照的な2人。そんな2人を見ていた可愛くて仕方ないのです。池の周りは整備されていて車椅子でも散歩が出来る、子供達と池の周りを散歩して楽しいやら気持ちがいいやら帰りたくなあ〜いと感じかな(笑)



裏にはサワがある

日も暮れ始め囲炉裏小屋から自宅に移動、夕食を頂き名残惜しいが帰る時間になつてしましました。今度は夏に来て見たいなそんな想いを胸に北九州のホテルに帰りました。



濱口家の皆

翌日は中学生時代の同級生と門司港レトロで待ち合わせ、中学 在生の時に彼女は君津から北九州に引越してしまつた。それからもうどのくらいの日口が流れただろう、お互い結婚をして子供が出来た今でも友情は続いている、友達の子だけど男女の友情は確実に成立している。

門司に彼女に会いに行くのは3回目、彼女の結婚式、しづくが一歳の時、そしてへるみが一歳の今回だ。

お互い結婚をしてからは家族ぐるみのお付き合い、彼女のご両親にも妹家族とも仲良くしてもらっている、何年も会っていないはずなのに会えば、いかに懐かしい感じがするのかな。

その日は門司港レトロイベントやつていて物凄い人だった、久しぶりに来た門司は相変わらず

良い所食べ物も美味しいね。  
しづくは友達の子供達と意気投合、二人はと  
ても楽しんで。そんな一人が可愛い。



仲よし2人

みんなで何とばを食べてシトロを探索名残惜しいけど皆で写真を撮って友達一家とはお別れをして対岸の下関のカラト市場に行く事にした。



今度は3人

対岸の下関には関門海峡を連絡船で渡る事に

した。関門海峡は潮の流れが速い事でも有名でそこを小さな連絡船で渡るので潮の流れに負けない様に全速力で突っ走る、車椅子でも乗る場所があり係りの人とも手馴れた感じ、波を切る船の凄い水しぶき外を見ていたら顔がビシヤビシヤ船激ゆれ。下関に到着遊園地や水族館、観覧車を発見、その観覧車にはシースルーのゴンドラがありで乗ってみると超怖い、下見れない。遊園地を堪能してここに来た一番の目的、カラト市場の中にある回転寿司に行く事に、ここのお寿司は超おいしい、お寿司を堪能して門司に船で戻り北九州空港のホテルへ帰りました。楽しい、懐かしい、美味しい1日でした。

とつとつ帰る日がやってきました。

帰る前に北九州空港により屋上に有る足湯に入つて、ラーメンを食べてお土産買ってフェリー乗り場の新門司港へ。



大切な友達

ここで予約したハブプラグ、元々乗る予定の船は新門司→神戸、そのターミナルを通り越し隣のターミナルそこは同じ船会社の新門司→大阪行き、そのターミナル、本当はその船に乗りたかつたけ

ど満室で予約が取れなかつた、真純ちゃんがダメもとで「キャンセルが出たか聞いて見ようよ」と言い出し、聞いて見た所、和洋室の部屋がキャンセルで空いているとの事、事情を話すと金額そのまま部屋はアップグレード、ラッキーでした。

しかもその船は俺が乗りたかつた新型の船体、言つまでもなく普通車の車両甲板は一階建て乗込みもスムーズ、中央ロビーは吹抜けになっていて五階建て、もちろんバリアフリー、大浴場は露天風呂、エンジン音もほとんどしない、中央ロビーでライブがやっていた。



広い車両甲板

部屋も多少段差があるものの子供が居る我が家には使いやすい間取りでした。部屋の中には大きな窓があり景色も良く見える、最高の船旅でした。是非次も九州に行く時はこの船で行きたい。

あつと言つ間の九州旅行、次はどこに行こうかなあ

つづく...

## 第4回

# 笑飯(わらいめし)HAPPY ランチ会

今回で4回目となる“笑飯(わらいめし)HAPPY ランチ会”が7月26日(日)に、晴天のなか成田空港のすぐ隣にあるホテル日航成田で開催されました。

会場は本館2階にある中国料理「桃季」で開催されました。オーダーバイキング形式で食べ放題でした。また、ホテル側のご厚意で駐車場の確保、誘導もしていただき、とても有難かったです。これも女子会の交渉術が良かったのでしょうか！お疲れ様でした。



ランチ会会場 中国料理「桃季」



受付 進藤さん(左)と中澤さん(右)



飯岡支部長(左)の挨拶



若林副支部長(中央)乾杯の音頭



ファミリーで参加の露崎さん



左から介助者 吉岡さん 進藤さん 中澤さん

今年、元支部長の石井さんからバトンタッチされた飯岡支部長の挨拶のあと、副支部長の若林さんの乾杯でスタートしました。《今回は27名の参加です》



左から若林さん 千葉さん 高橋さん 畠山さん



深井さん(左)と富田さん(右)



左から佐野さん 秦さん 小島さん



左から鈴木さんご夫妻 吉江さん親子



露崎副支部長 しめの挨拶



カメラ目線の「くるみちゃん」



ランチ会後の懇談

このランチ会の準備をしていただいた女子会の進藤さんと中澤さん、いつもボランティアでお手伝いしてくださる金谷さん有り難うございました。今回参加されなかった皆さん、来年も楽しく美味しい笑飯を企画しますので是非参加してください！お待ちしております。

# 障害福祉制度・施策関連情報

1. 社会保健審議会障害者部会において障害者総合支援法施行3年目途の見直しに関する計45関係団体のヒアリングが終わる

障害者総合支援法施行3年目途の見直し検討を行っている社会保健審議会障害者部会(部会長:駒村康平慶應義塾大学教授)は、第62回(5月29日)第65回(6月15日)の計4回にわたり、「障害福祉サービスの在り方等に関する論点整理ワーキンググループ」でとりまとめられた見直し検討の論点等に対する関係団体からのヒアリングを、計45団体に対して行いました。

〔第63回障害者部会でのヒアリング対象団体※10団体〕

- (一財) 日本筋ジストロフィー協会
- (公社) 全国脊髄損傷者連合会
- (一社) 日本ALS協会
- (公財) 日本知的障害者福祉協会
- 全国身体障害者施設協議会、
- (特非) 全国地域生活支援ネットワーク
- (特非) 日本相談支援専門員協会
- 障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会
- (特非) DPI日本会議
- 全国自立支援センター協議会

■各団体として、絞り込んだ具体的な提案と、その財源確保の方途に関する意見が求められる

これまでの障害者部会では、藤井厚労省障害保健福祉部長や一部の部会委員より、国の財政が極度に逼迫している中、制度の持続可能性が大きな課題であ

ること、制度の理想を語るだけではなく現実に向き合った議論が必要であること、意見の投げっぱなしではなく、どう落としどころをつけていくかの議論が必要であり、あれもこれも要望するようなことは限られた時間内での議論においては何も言っていないことに等しい、等の意見が上がっていたところ

ヒアリング初回となった第62回障害者部会においても、各団体の意見に対し、「具体的な提案」やそれを実現するための「財源」確保に関する回答を求める質問が多くの委員から寄せられました。とくに、「今回の意見を提出するにあたって、『この点の拡充を求めるから、この点が削減されることは認めない』といったことも考えてまとめたのか。これだけ国の財政が厳しいと言われている中で、拡充だけを求める意見は社会からとても理解は得られない。予算が増えることにつながる意見をするのであれば、その財源をどこから持ってくるか具体的な案をもって意見すべきだ」等の厳しい意見もありました。以降のヒアリング時においても、団体の意見に対しては、「あれもこれもではなく、国民に向かって訴えたいポイントを団体として絞り込んでいのか」、「例えば財務省からみた際に、ここが見直しの論点になりうるかと考える事項について説明されたい」等の質問が出されていました。

次回7月7日(火)からは、個別論点についての議論が月2回程度のペースで始まり、その初回は「常時介護を要する障害者等に対する支援」について協議される予定です。

その後、7月14日(火)、24日(金)と議論が進められる予定であり、11月〜12月を目途にとりまとめを行う予定としています。

〔厚生労働省〕

審議会・研究会等>社会保健審議会(障害者部会)

<社会保健審議会障害者部会(第62回)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingij2/0000086843.html>

審議会・研究会等>社会保健審議会(障害者部会)

<社会保健審議会障害者部会(第63回)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingij2/0000087664.html>

審議会・研究会等>社会保健審議会(障害者部会)

<社会保健審議会障害者部会(第64回)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingij2/0000088399.html>

審議会・研究会等>社会保健審議会(障害者部会)

<社会保健審議会障害者部会(第65回)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingij2/0000088727.html>

2. 第21〜22回障害者政策委員会とワーキングセッションによるテーマ毎の検討が進められる

次回から「議論の整理」へ

内閣府の障害者政策委員会(委員長:石川准静岡県立大学教授)では、障害者権利条約に基づく政府報告作成に向けた、第3次障害者基本計画の実施状況の監視について議論を進めています。

平成27年5月29日(金)に第21回障害者政策委員会が開催され、前国連障害者権利委員会委員長とのロン・マツカラム氏の講演と、第3次障害者基本計画の分野別施策の推進状況について、関係省庁のヒアリングが行われました。さらに、「生活支援」「保健・医療」「教育、文化芸術活動・スポーツ等」「生

「環境」のテーマについて議論が進められ、続く第22回政策委員会においては「安心・安全」「差別の解消及び権利擁護の推進」「行政サービス等における配慮」「国際協力」および「推進体制」等について議論が進められました。

併せて、「情報アクセシビリティ」「精神障害者・医療ケアを必要とする重度障害者等の地域移行の支援など」「成年後見制度も含めた意思決定支援など」「インクルーシブ教育システム、雇用など」の特に重要とされるテーマについて設けられた4つのワーキングセッションにおいても検討が進められました。

今後は、障害者政策委員会事務局において「議論の整理案」を作成し、それをもとに委員会での「議論の整理」を行っていく、外務省からの政府報告案と併せて議論したうえで、政府報告案を9月下旬頃には取りまとめる予定としています。

なお、次回第23回障害者政策委員会は、7月10日（金）に開催されます。

4. 社会福祉法人広報強化セミナー受講者募集  
 全国社会福祉協議会では、都道府県・指定都市・市区町村社会福祉協議会並びに社会福祉法人・福祉施設で広報活動を担当するリーダー等を対象に毎年社会福祉法人広報強化セミナーを開催しています。

今回の広報強化セミナーでは、「社会福祉法人の存在意義を発信する戦略的広報」をテーマに、社会福祉法人が今後、国民の信頼を得て、より一層地域コミュニティに根ざした取り組みを展開するためにどのような広報戦略と広報実践が必要なのか、学びあうことを目的に開催します。

【主催】 全国社会福祉協議会・政策企画部広報室  
 【日程】 平成27年8月31日（月）～9月1日（火）

【対象】 都道府県・指定都市・市区町村社会福祉協議会、社会福祉法人・福祉施設で広報活動を担当するリーダー等

【会場】 全国社会福祉協議会会議室（新霞が関ビル5階）  
 東京都千代田区霞が関3-3-2

【講師等】 実践報告「公益活動の展開、社協・福祉施設の協働と広報」  
 神奈川県社会福祉協議会福祉サービス推進部ライ

フサポート担当課長大関晃一氏  
 講義・演習「社協、社会福祉法人・福祉施設の戦略的広報と実践に取り組み（仮）」

《I社協職員コース》東海大学文学部広報メディア  
 学科教授河井孝仁氏

《II施設職員コース》田園調布学園大学社会福祉学  
 科教授村井祐一氏

【定員】 100名

【参加費】 10,000円（旅費・宿泊費は別途）

【締切】 平成27年8月10日（月）※定員に達し次第締め切ります。

【詳細・申込】 研修の詳細や申し込み下記URLを参照ください。

<http://zenshakyo.net/download/kaisaiyoko.pdf>



## 長野県支部「第9回支部長杯争奪グラウンド・ゴルフ大会のご案内」

◎開催日 平成27年10月10日（土）～11日（日）

10日午後1時競技開始\*2ゲームでコンペ。賞表対称日と致します、11日は自由参加とする

◎会場 佐久一万里温泉ホテルグラウンド・ゴルフ場（佐久インター近く）

◎宿泊会場 佐久一万里温泉ホテル（TEL） 0267-63-3355

◎参加費 （参加費・宿泊・懇親会込み全日程参加者男子（13,000円：女子（11,000）円（競技のみ参加・2,000円2日間で）・宴会のみ 5,000円

参加費 参加費の徴収は当日ホテルにて受付時に徴収致します（担当 支部会計内藤が受付ます）

参加申込 締め切り日：平成27年9月30日（水）電話申込の受付不可・FAX・郵送にて可能

〒 389-0206

申込み先 支部体育部長 比田井 隆

長野県北佐久郡御代田町御代田4108-985

※参加申込をされる方は9月27日までに飯岡あてご連絡ください

# BBQ のご案内

BBQ 昼食会の季節がやってきました。今回は富津市鹿野山のマザー牧場にて開催します。皆様と親睦を深めながら楽しい一時を過ごしていただければと思います。ご家族、ご友人等々をお誘いの上、ご参加ください。BBQ終了後もマザー牧場でお楽しみいただけます。

★開催日：平成27年9月6日（日） 午前11時～午後2時予定

★会場：マザー牧場（アクセスマップ参照）

★住所：千葉県富津市田倉940-3 TEL0439-37-3211

★参加費：会員2,500円 一般大人（中学生以上）2,800円 小人2,300円 小学生以下無料  
（バーベキュー、飲み物代として）※当日お支払いください。

◎駐車場：無料 まきば駐車場（下側）をご利用ください。

脊損連合会千葉県支部と言わないと有料になるので注意

運転者は、絶対に飲酒しないでください！

雨天決行します！バーベキュー会場には屋根があります。

■参加申込先：若林副支部長

TEL 090-3235-0939 Email teheteh1919@yahoo.co.jp

■申込締め切り：平成27年8月31日（月）



## ●アクセスマップ



# ピアサポート実施について

当支部では、脊髄損傷者当事者が自らの経験を基に脊髄損傷者（頸髄損傷者も含みます）の悩みや心配ごとなどの相談に無料で応じますのでお気軽にご相談ください。

- ◇ 個人情報は一切外部に漏らしません。
- ◇ 難しい問題については専門相談員や、弁護士をご紹介します。
- ◇ ご家族やご友人、会員外の方も歓迎します。

## ■平成27年度実施日

H27. 8月9日(日) 10月11日(日) 11月8日(日)  
 H28. 1月17日(日) 3月6日(日) 相談時間帯 14時～16時

## ■場 所

市原市保健福祉センター(サンハート) ボランティアルーム  
 千葉県市原市海土有木225-4

## ■相談ご希望の方は実施日前日までに下記までご連絡ください。

担当者:飯岡 電話 050-3634-7257  
 Eメールアドレス [sijchiba.hide.ioka@gmail.com](mailto:sijchiba.hide.ioka@gmail.com)

## ■電話での相談も可能です。



ピアサポートとは・・・

ピア (Peer) =仲間

サポート (Support) =支援





行きたい所へ  
会いたい人へ  
なりたい自分へ



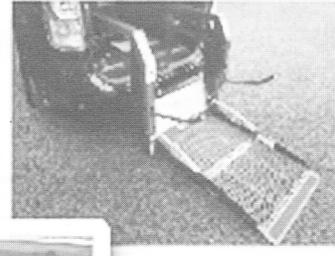
ニッシンはすべての人へ  
バリアのない移動・移乗を  
ご提案します。



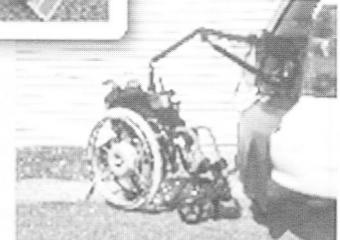
アクセル・ブレーキを手動レバーで操作  
手動運転装置「APドライブ」



車イスに乗ったままスムーズ乗車  
リモコン式「全自動リフト」



腰頃のボックスへ車イスを自動収納  
車イス収納装置「オートボックス」



電動リフトでトランクへ車イスを楽々収納  
車イス収納装置「ウインチェア」

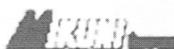


編集人 佐倉市染井野5-42-7 頒価1,000円

全国脊髄損傷者連合会千葉県支部

発行人 東京都世田谷区砧6-26-21

特定非営利活動法人 障害者団体定期刊行物協会



株式会社 ニッシン自動車工業

本社 千葉県市川市 1-1-1 TEL 0446-36-7961 FAX 0446-36-7325

全国ネットワークでトータルサポート

<http://www.nissin-corp.com/> ニッシングループ